

# 建設水道常任委員会

平成23年11月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎紀 良治                      中川 靖広                      小野 隆雄  
木澤 正男  
嶋田 議長

## 2. 欠席委員

吉野 俊明                      木田 守彦

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長      藤原 伸宏                      同 係 長      安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、中川委員

委員長

おはようございます。

ただ今の出席委員は4名で、吉野委員、木田委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いたします。

それでは、本日の審査に入ってまいります。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に平成23年度の下水道工事の10月末時点の進捗状況でございます。まず、町の主要な幹線工事でございます。

平成22年度から2ヶ年継続の事業として取り組んでおります稲葉汚水幹線工事、囟中赤色路線では、稲葉車瀬集落の南側に立坑を築造し、全施工延長519mのうち残る130mの推進工事を進めており、平成24年3月15日の完成を予定しております。

次に、平成23年度から平成25年度の3ヶ年継続の事業として新たに

取り組みを予定しております岡本汚水幹線2工区工事、図中黄緑色の路線では、現在、入札等の事務を進めており、状況につきましては後ほど12月議会定例会予定議案におきましてご説明させていただきます。

次に、面整備工事でございます。

神南地区の2工区-9工事 図中オレンジ色路線では下水道管渠埋設工事を進めており、図中うす黄色路線では、現在、水道仮設工事を行っており、下水道管渠埋設工事へと進めてまいります。

次に、龍田西6丁目の1工区-14工事 図中緑色路線及び、稲葉車瀬地内の6工区-1工事 図中水色路線では、舗装復旧工事等の残工事を行っており、年内に工事の完了を予定しております。

次に、稲葉車瀬地区6工区-2工事 図中青色路線、龍田3丁目4工区-7工事 図中黄色路線 では、下水道管渠の埋設工事を進めております。

残りの龍田地区4工区-8工事 図中紫色路線、法隆寺地区の25工区-1工事 図中桃色路線では、家屋調査及び地下埋設物の試掘を行い、今後、管渠の埋設工事を進めてまいります。

次に、興留地区6工区-3工事 図中うす紫色路線、及び、服部地区の14工区-10工事 図中茶色路線は、10月3日に工事請負契約を締結し、現在、家屋事前調査及び施工計画協議を行っております。

いずれの工事につきましても年度末の完成に向けて進めてまいります。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料2枚目をご覧ください。平成23年度10月末現在の状況でございます。

平成23年度に入り申請件数が172件となりました。申請受付け総数は2,416件、利用世帯数は、2,717世帯となりました。

また、接続率につきましては、62.4%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、34件、浄化槽雨水貯留施設への転用数は、32件でございます。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 年度当初の目標に向かって順調に進んでいると説明を受けましたが、建設水道常任委員会で先進地視察に行ったときに、下水道接続が進んでくると河川の水量が減るといった問題があるという話を聞いたんですが、斑鳩町でも、目安に井戸を掘って農業用水を確保しているという話も聞きますが、農業用水の確保については、町はどのように認識しておられるのですか。

下水道課長 農業用水の問題についてのご質問でございますが、斑鳩町では雨水はそのまま流しており、生活雑排水を除いたきれいな水で農作物を作れると考えております。斑鳩町では現在普及率は約40%ですが、全国的に接続率が進んでいる市町村においても、農業用水が足りなくなったという話は聞いておりませんので、農業用水については問題ないものと考えております。  
また、農業用水については、農業部局で調査されていると聞いております。

木澤委員 農業部局とは、町の農業部局ということですか、どこですか。

下水道課長 県及び耕地協会と聞いております。

木澤委員 いつごろ調査結果が出るのですか。

上下水道部長 農業用水の問題につきましては、公共下水道事業を推進していく上で、用水量が減少するのではないかと過去にも種々ご議論いただいたところでもあります。しかし、昨今の生活形態の変化に伴いまして、利水の形態も変化してきており、公共下水道が進捗すると農業用水が直接不足してしまうということの特定は出来ないと考えられ、将来を見通すなかで調査、研究をされており、現段階では、全国的にも農業用水の不足が起こっている

状況ではないということをご理解いただけますようお願いいたします。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは継続審査、都市基盤整備事業に関することのうち②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。

稲葉車瀬区間において未着手となっております白山神社付近の道路改良工事について請負業者が決定し(株山本工業)、工期は、平成23年10月8日～平成24年2月29日までとなっております。11月末頃から現地での工事が始まる予定と聞いております。

なお、10月20日には、いかるがパーウェイ推進協議会において道路改良工事の実施について報告し、また、10月29日には稲葉車瀬自治会を対象に工事説明会が行なわれております。また、西小学校の通学路が工事区間に含まれておりますことから、小学校とも協議し保護者への周知を図られたところであります。その他、周辺の関係する周辺自治会(12自治会)への回覧等による周知を行なわれてきたところであります。

次に、三室交差点までの間の道路計画の検討状況であります。先般、10月23日には新楓町自治会4班の住民の方々に対しまして計画案を提示いたしましてご意見を賜ったところであります。引き続き沿道の自治会等との協議を進めできるだけ早く計画のとりまとめができるよう奈良国道との調整を図ってまいりたいと考えています。

次に、予算確保についての要望活動の関係でございますが、10月26日～27日にかけて奈良国道事務所長、奈良県知事、民主党奈良県総支部連合会地域戦略会議、奈良県選出の国会議員の方々に対して予算確保について要望書を提出し、要望活動を行なってまいりました。また、11月11日には、近畿地方整備局長をはじめ各関係担当部署への意見書を提出するとともに道路部長と町長が面談いたしまして予算確保の要望を行っていただいております。また、明日、22日には国土交通省政務三役をはじめ国土交通省道路局各関係部署への意見書を提出するとともに道路局道路局長や国道・防災課長と町長が面談を予定しており予算確保についてお願いしてまいります。また、あわせまして財務省政務三役に対しましても予算確保の要望書を提出させていただくこととしております。

次に、法隆寺線整備事業であります。9月19日に交渉おこなっており、残地での駐車場計画や代替地として提案しております公民館敷地における駐車場の配置案を提示いたしましたところ、一度、現地で確認していただけるとのことでありました。その現地確認の日程調整を行ってきておりますが、今のところ11月末か12月初旬で日程を調整させていただくことになっております。引き続き、ご協力いただけるよう用地交渉を努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

小野委員。

小野委員 いかるがパークウェイの白山神社前の工区が施工されるということなんです。昨日ウォーキングしていたら、車、重機が搬入されていたのを見たので、始まるのかなと思っていたんですけれども。西小の通学路のところも施工されるということで、西小にも周知をされたということなんです。それは学校と協議した上で周知されたのか、それとも、工事をしますということだけの周知なのか、どちらなんですか。

都市整備  
課長 小学校のほうで工事の概要説明について説明をし、通学路についての考  
え方について説明をしております。工事をするなかで、通学路が変更に  
なる部分があれば、それは、子どもさんに迷惑をかからないように、事前  
に周知を図っていくということにさせていただいております。

小野委員 朝は集団登校ですし、まだ工事も始まっていないと思うんですが、帰  
りは子どもたちもばらばらになりますし、不安があります。この委員会でも  
以前に言うておりましたが、通学路の見通しがきかないところがあると、  
西小とか、教育委員会とかが草を落としてくれたのかなとっておられま  
したが、仮設のカーブミラーが残っていました。施工する段階で、通学路  
として機能をきちんと持たせるよう、学校や教育委員会とも協議して、十  
分気をつけてもらいたいとお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、本件については、一定の審査を行ったということで  
終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報  
告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長 都市基盤整備事業に関することのうち③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関  
することについて報告させていただきます。

前回の委員会以降の状況でございますが。駅北口からの南北の町道 3 1  
2 号線 (5号線) の整備の関係について、路線東側において残っております  
1 件について、引き続き権利者宅を月に 2 ~ 3 回のペースで訪問し、また、  
交渉の糸口を探るため人を介してお願いもしておりますが、なかなか本人  
と直接お話しすることも容易ではなく、訪問時には用地交渉の場を設けて

いただくようメモを投函しお願いしてきたところですが、依然として用地交渉の場についていただけていない状況でございます。引き続き粘り強く対応を行ないまして具体的な用地交渉ができる状況づくりに努力してまいります。

以上簡単ではありますが③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長

本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

以上で継続審査を終わらせていただきます。

次に、2. 12月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町暴力団排除条例について、また、(2) 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、この2件の条例につきましても、総務常任委員会に付託になるのかとは思いますが、当委員会にも関わりのあることでもございますので、説明を受けることといたします。

なお、2つは関連するものですので一括して説明をお願いします。

それでは、理事者の説明を求めます。

西本総務部長。

総務部長

それでは、12月定例会の付議予定議案としまして、(1) 斑鳩町暴力団排除条例について、(2) 斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明をさせていただきます。この条例につきましても、12月議会に上程の予定で、全庁的にかかわりますことから、3つの常任委員会において説明をさせていただき、議員の皆様にご理解をいただきたく、今回、12月定例会の付議予定議案として当委員会にも掲



げさせていただいたものでございます。

それでは、まず、斑鳩町暴力団排除条例の制定に至る背景でございますが、暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実体を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融・証券市場へと進出し、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

こうしたなか、全国的に暴力団排除条例の制定に向けた取り組みが進められ、平成23年7月には奈良県において奈良県暴力団排除条例が施行され、また、10月には全国の都道府県でこの条例が制定されております。これを受けて県下各市町村においても、この条例の制定を行ってきており、当町においても、社会からの暴力団排除の気運を更に高めるべく、住民や事業者、そして町との連携を一層強化し、社会が一体となった取組みの充実と徹底を図り、暴力団の排除を推進する必要があるものと考えております。このことから、町民の安全で平穏な生活を実現するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、条例の内容につきまして説明させていただきます。後ろから2枚目に要旨を付けていますので、そちらをご覧ください。主な内容のところから説明させていただきます。

まず、1つ目、第1条関係でございますが、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものでございます。

次に、2つ目、第2条関係でございますが、本条例における用語の定義を規定したものでございます

次に、3つ目、第3条関係でございますが、本条例における基本理念でございまして、「暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町内の事業活動又は町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、町、町民等及び関係団体並びに県が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。」と規定しています。

次に、4つ目、第4条関係でございますが、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するための町の責務について規定したものでございます。

次に、5つ目、第5条関係でございますが、暴力団の排除に関する町民等の役割の重要性に鑑み、第1項において町民の責務、第2項において事業者の責務、第3項において暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する町民等の責務について規定したものでございます。

次に、6つ目、第6条関係でございますが、町が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、例えば、暴力団員や暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としないなど、町が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき町の責任を明らかにしたものでございます。

次に7つ目、第7条関係でございますが、町が設置した公の施設が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認める場合には、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例又は規則等の規定により、使用の承認を与えず、又は既に与えている承認を取り消す等の措置を講ずることができることを規定したものであります。

次に、8つ目、第8条関係でございますが、町長又は教育委員会等は、必要に応じて、暴力団員等であるかどうかについて、奈良県西和警察署長の意見を聞くことを規定しています。

次に、9つ目、第9条関係でございますが、町が町民等及び関係団体に対して、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図りながら取り組めるよう、暴力団の排除に関する情報の提供などの必要な支援を行うことを規定をしているものでございます。

また、町は町民等及び関係団体がその活動に安心して取り組めるよう、警察と緊密に連携し、安全の確保に配慮することを規定しています。

次に、10番目、第10条関係でございますが、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、町が広報活動及び啓発活動を行うべきことを規定したものでございます。

次に、11番目、第11条関係でございますが、町が設置する中学校において、町若しくは教育委員会が、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪か

らの被害防止のための教育が行われるよう必要な措置を講ずることや青少年の育成に携わる者が青少年に助言、指導等の適切な措置を講ずることができるよう必要な支援又は協力を行うことを規定したものであります。

次に、12番目、第12条関係でございますが、債権の回収や紛争の解決等のため、町民等が暴力団の威力の利用を禁止することを規定したものでございます。

13番目に、第13条関係でございますが、町民等が、暴力団の活動の助長や暴力団関係者へ金品その他の財産の提供等の利益供与を行うことを禁止したものでございます。

次に、14番目、第14条関係でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めることができる旨を規定したものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、斑鳩町暴力団排除条例（案）の説明でございます。

続きまして、（2）斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）、資料3-1でございます。こちらのほうにつきましては、総括的にご説明をさせていただきたいと思っております。

斑鳩町暴力団排除条例に規定する施策のひとつに、公の施設からの暴力団の排除が定められております。さきほどちょっとご説明申し上げましたが、これは、公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、暴力団の排除に関する活動の牽引役となるべき町として断じて阻止しなければならないとの判断で、この各、町が設置する公の施設のうち、町長若しくは教育委員会が使用の承認を行い、かつ、暴力団の活動に使用されるおそれのある施設について規定の整備を行うもので、この関係条例の整備に関する条例では、11条までの11施設の条例改正を一括で整備をいたしますが、建設水道常任委員会に関連しますのは、第8条の斑鳩町観光会館条例、それから、第9条の法隆寺駅南北自由通路設置条例、第10条の斑鳩町都市公園条例におきまして規定の整備を行うものでございます。

これら3つの条例の改正の条文の主な内容といたしましては、町長が施

設の使用を許可しないことができる事項のところ、 「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認められるとき」を加える改正でございます、それら事由に該当することが判明した場合には、使用の許可の取り消し等ができることとするものでございます。

また、用語の統一といたしまして、「一に」を「いずれかに」に改める規定整備も行ってございます。

また、施行期日でございますが、斑鳩町暴力団排除条例の施行日と同日でございます平成24年4月1日から施行をするものでございます。なお、施行日前に申請を受けたものにつきましては、従前の取り扱いを行う経過措置規定を設けております。

以上が、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）のうち、当常任委員会が所管いたします条例の説明とさせていただきます。

次に資料3-2をご覧くださいと思います。関係条例の一番最後です。斑鳩町暴力団排除条例や関係します各条例の施行に伴いまして、関係する規則、要綱等の改正につきましては、この「斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等一覧」、資料3-2をつけておりますが、この表に掲げます規則、要綱においても改正（整備）する必要があります。このため、暴力団の活動に使用されるおそれのある公の施設について、また、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、町が実施する補助事業等から暴力団を排除するため、暴力団の活動に関係するおそれのある事業について、これらの規則等の規定整備を行うこととしており、4月1日の施行に向けて、順次改正を行ってまいりたいと考えております。そのために、規則・要綱につきましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。内容につきましては、ご説明させていただきますませんが、先ほど申しあげました条例の一括条例改正と同じように、それぞれ暴力団を排除する規定を設けるものでございます。以上で、斑鳩町暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 斑鳩町暴力団排除条例（案）の第2条の3項で、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものという文言があるんですが、これは、この暴力団員等に関する不当な行為等の防止等に関する法律でそういう文言が入っているのかどうかということだけ確認しておきたいと思います。

総務部長 これは5年、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいうというものにつきましては、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律とか、貸金業法等の法律の中でも、暴力団の規制条文がございまして、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものには、営業許可を与えないなどの措置が取られているものがございます。これに合わせまして、この定義の中の第2条第3号に、暴力団員等の中で5年を経過しないものも暴力団員等を含むということで、規定をさせていただいております。奈良県のこの暴力団排除条例につきましても、同様の規定がございます。

中川委員 事業に関する許可を与えるのと、交際するのとはまだ別かなと、きちんと最寄りの警察署に脱会届を出され、一般住民になられた方を、もう一般住民ですわな、5年経とうが経たまいがその日から一般住民の人と、交際をする、しないというのと、事業の許可を与える、与えないというのは別の問題かなという気がしたんですけども、県もそういうことであればそれで結構です。

委員長 小野委員。

小野委員 中川委員の今の意見というか考え方に似ているのかなと思うんですがね、やっぱりきちっと、きちっと言ったらおかしいけどね。暴力団員としてはっきりわかっている人との交際をしないという意味はね、町民はそ

れはしたらいかんということやけど、例えば言葉適当やないけどね、輩が  
が一が一言ってくる人がね、暴力団じゃない、けどその匂わすんですね。  
自分がこういう人との付き合いがある、そういう行為を取り締まる方法は  
ね、どうなんですかね。これまで取り締まれるんですかね。それらについ  
ても、まだ内容全部読んでないからわからないんやけどね。そういう行為、  
これ交際はしたらいかんというのは町民がしたらいかんということ言う  
てるんでしょ。暴力団員を助長するような形、けどそれを利用するとい  
うか、そういう類の人間もいてると思うんですがね、それらについてはど  
うなんですか。

総務部長 暴力団と交際をしないことというふうに、第3条の基本理念では謳われ  
ておりますけども、これにつきましては、暴力団の団体がその活動をする  
ことについて、例えばゴルフコンペ、暴力団が主催するゴルフコンペに参  
加することなどを謳っているものでございまして、個人が暴力団員という  
組織との、個人や暴力団員組織との付き合いを含んでいるものでございま  
す。ただ、今おっしゃいましたように、暴力団まがいの、まがいのといひ  
ますか、暴力団ではないんだけど、それに似たような発言をされる方と  
いうことにつきましては、この暴力団排除条例の適用にはなっておりませ  
んが、ただ、一般的にはそういった方については、脅迫とか、それから威  
力業務妨害とか、公務執行妨害等の法律に沿った法律で対応できるのかな  
と、このように思っているところでございます。

小野委員 それで、先ほどの中川委員の関連になると思うけども、例えば暴力団か  
ら足を洗うというか、そうされて、暴力団員じゃなくなった日から、その  
方が5年を経過していなかったら、その人のゴルフコンペに参加すること  
はよくないと、そういうように理解したらよろしいんですかね、この条文  
については。

総務部長 先ほどちょっと、5年を経過しないものという中で、もう少し説明をさ  
せていただきますと、暴力団の方が暴力団対策法の適用を逃れるというよ

うな目的で組員を偽って脱退をさせたり、その組織実態を隠蔽しようという傾向がございます。こういったことから、この脱法行為に的確に対応するために、第2条の第3項で「暴力団員等」という中で、5年を経過しないものという規定もいれられているという部分がございます。今おっしゃいますように、暴力団個人でそういう個人的な通常の付き合い、暴力団活動でない付き合いについてまで、この条例は規制しようとするものではありませんので、たとえ5年、暴力団を脱退されて生活をされている中で個人的なお付き合い、暴力団活動でないお付き合いについては別に規制をされるものではないということで、ご理解を賜りたいと思います。

小野委員　この条例まだ出されてないし、いろいろ審議段階でね、同じようなのを皆つくっておられるんだと思うんですが。それでね、ちょっとお願いがあるんですがね、暴力団対策法、この中でも「暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう」という、この暴対法が、いろいろあがってくるんですが、ちょっと手元に持ってないので、できれば今度、上程されるときに、参考資料かなんかでね、この中で暴対法何条に規定するとかいう、今の2条の2項ですか、にあるようなそういう条文をね、ピックアップしてもらって、つけてもらえたらありがたいなと思うんですが。そのことはどうですか。

総務部長　条例の上程につきましては、条例でございますので資料としてつけるということで、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条、これにつきましては第2条の第2号も第6号もありますので、これをつけさせていただくということで、させていただきたいと思います。

小野委員　まあ、言う人は、これはどういう人やというような質問も出てくるかわからんからね、できればつけてもらって、あくまでも参考資料として、よろしく願いしておきます。

委員長　木澤委員。

木澤委員 今の委員さんからのご質問のやりとりを聞く中で、この理念として、暴力団とか、暴力団の行為に対する規制というんですかね、をかけていこうと。ただ日常生活における部分については規制するものではないよと、いうことでしたけれども。明らかにそういう行為やっていうふうに分かる場合には止めれますけども、例えば公民館とか、町の施設なんかを利用する際に、その暴力団の構成員になっていると、その人が。ということがわかれば、別に行為的に暴力団的な行為をしているわけでもなく、それは使用禁止、許可しないという判断でいいんですね、この条例でいうと。

総務部長 今、申しましたように、これは暴力団としての活動を規制するものでございまして、暴力団員個人が日常の生活をされている上での規制というものについてまで、束縛を、規制をかけるものではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

木澤委員 そうしますと、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、公民館を申し込んでおられる方のうちの1人とか、個人で使用しようとして、申し込みをされて、その方が暴力団員、構成員やということが明らかになっても、その行為自体が暴力団的な行為でなければ使用は許可するというふうに理解したらいいんですか。

総務部長 ここの第7条でございまして、町の公の施設における措置という中で、この例えば、公の施設の中で、暴力団の公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときには制限をかけるということでございまして、暴力団の団体の活動ということがメインでございまして。ただ、この時に個人的に使われておっても、個人的にいろいろな団体の中に暴力団の方がおられても、これはわかっておれば、また使用制限もできるかわかりませんが、他の人と一緒に個人的にそういう何かサークルか何かで使っておられる分については、規制はできないと、このように考えております。暴力団の組としてそ



の施設を借りに来た場合にはこれはだめですよということが言えると思いますけども。通常の個人で来られて、なんかのサークルとかで来られて、一般の住民の方と活動されている時には、これをもって公の施設の使用を規制できるものではないというふうに考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 一般の人と同じサークルでという、その講座が認められてますのか、ほんだら。

総務部長 一般的にね、町が考えておりますのは、例えば、町の施策に対してね、例えばアスベストとかそういったもの、浄化槽の設置やアスベストの調査とか、特定の施策について暴力団の方がお住まいになって、協力をしようということについては、町の施策について協力をいただいているんでありますんで、そういった方については何も制約を加えないというふうに考えておりますので、今言いましたサークル活動なんかにおきましても、町民の住民福祉の向上を図る目的であれば、やはり制約するのはおかしいのかなと、このように考えているところでございます。

委員長 次に、（３）平成２３年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成２３年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、予定価格が５，０００万円を超えることから、工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料４をご覧くださいませでしょうか。契約対象となる工事名は、斑鳩町公共下水道事業 第１５処理分区 岡本汚水幹線２工区工事

でございます。

まず工事概要を先に説明させていただきます。

資料 2 枚目、位置図をご参照ください。工事場所は、法隆寺南 2 丁目から高安西 1 丁目地内まででございます。興留新池西側交差点より県道天理斑鳩線から国道 25 号線をとおり、町道 201 号（通称ゴルフ道）から再度、国道 25 号線の歩道橋があります交差点を横断しまして、町道 302 号の高安睦自治会館前までの 1,113m と、国道 25 号の歩道橋があります交差点から南下する町道 311 号線を、斑鳩東小学校の西側までの 221.6m でございます。

次に、工事概要でございます。資料 3 枚目の詳細図をご覧ください。施工延長は 1334.6m。下水道管渠では、元レストラン、フレンドリー跡地の横、元レストランボンズの店舗がございました空き地を拠点に、興留新池までの 525.2m を内径 1000mm の小口径シールド工法で予定し、そして東側方向の高安睦自治会館までを内径 400mm のコンクリート管及び内径 200mm の塩ビ管による推進工法で施工を予定いたしております。また、国道 25 号線の歩道橋交差点から東小学校西側までの路線では、内径 400mm の推進工法で施工を予定いたしております。次に、シールド工発信基地付近の面整備管を開削工 67.1m、国道 25 号線内の面整備を内径 150mm の推進工 51.6m の施工を予定いたしております。

その他、立坑工 9 箇所、薬液注入による土壌改良として補助工 19 箇所、マンホール施設として人孔工 11 箇所、仮設工 1 式、開削工部分の取り付け管及び柵工 8 箇所、及び舗装復旧等の付帯工 1 式でございます。

資料 1 枚目に戻っていただきまして、次に、契約方法につきましては、制限付一般競争入札でございます。次に、契約金額及び相手方につきましては、去る 11 月 15 日に郵便による入札を行いました。

その結果は、資料の 4 枚目、応札録をご覧ください。応札参加業者が 5 社あり、そのうち失格基準価格を下回りました応札者が 3 社あり、応札額の低い順から、青木あすなろ建設株式会社奈良営業所、大日本土木株式会社奈良営業所、株式会社奥村組奈良営業所となり失格となっております。

その結果、契約の対象となる応札者は、株式会社竹中土木奈良営業所 営業所長 八木 茂で、応札額は5億3,500万円、税込み額で5億6,175万円、応札率72.8%でございました。

しかし、最低応札額が低入札調査価格を下回っておりますことから、低入札価格調査制度に係る事務取り扱い要領に基づきまして、現在、低入札価格調査を進めております。

低入札調査では、1、その価格で入札した理由及び入札価格の積算書、2、契約対象工事に関する手持ち工事の状況、3、契約対象工事に関する手持ち工事の状況、4、契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連、5、手持ち資材の状況、6、資材購入先及び購入先と入札者の関係、7、手持ち機械数の状況、8、労務者の具体的供給見通し、9、過去に施工した同種の公共工事及び発注者、10、経営内容と状況等を最低価格入札者からの事情聴取や、関係機関への照会等により調査を行います。

その結果から、契約内容に適合した履行がされると認められる場合は、応札者と仮契約の事務手続きを進めてまいります。

なお、調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、契約審査委員会において再度調査を行うこととしており、契約審査委員会の調査結果においても契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、最低価格入札者を落札者とはせず、他の入札者のうち最低の価格で入札したものを契約の相手方といたします。この場合におきましても、低入札調査価格を下回りますので同じく低入札価格調査を実施することとなります。

いずれにいたしましても、契約の相手方及び契約額につきましては、低入札価格における調査を行い、その結果によりまして、議案及び本議会中の委員会におきましてご報告させていただきます。

最後に工期でございます、本定例会の議会議決後から810日、平成23年12月22日から平成26年3月10日までを予定し、平成23年度から平成25年度の3ヶ年の継続事業として実施してまいります。

以上で、12月議会定例会に議案として提出を予定しております平成23年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明とさ

せていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
小野委員。

小野委員 入札のことでちょっとお聞きしたいんですがね。本町では予定価格の事前公表、そして低入札調査基準価格、これも公表されていると思うんですが、失格基準価格というのは事前公表されているんですか、それはどうなんでしょうか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 失格基準価格の公表はしておりません。算定式だけしています。

小野委員 事前公表はしてないけど、算定式は。算定式というのは予定価格からの何%は失格ですよというような表現違うんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 そうじゃなくて、計算式がありまして、直接工事費の何割、共通仮設の何割、現場管理の何割、一般管理の何割を足した額で算定しますよと、そういう基準ですので。

小野委員 低入札調査基準価格は何%とか、金額が出ているように思うんですが、それも同じようなやり方なんですか。

副町長 調査価格は、価格と計算式両方あります。

小野委員 なぜ聞かせてもらったのかというのは、あまりにも失格基準価格を下回っているっていうんか、わざわざ応札してきているのに、失格価格が3社、

5社の内の3社ですね。それで、一応失格基準価格に触れないのが2社いて、それで低入札調査基準価格、これは15日に入札が執行されて、今説明していただいたとおりで、この12月議会で議会の議決ということになると思うんですが、まず低入札調査基準価格の低いほうの調査をやっているということなんですがね。それがもし、その低入札調査でだめだとなった場合は次の業者ということで、それもまた、低入札のやって、で12月議会の最終のね、議案書出してもらえるのは、初日の3日前と規定されているんですがね、今どれぐらいまでの調査が済んでいるのかね。それから調査ですから、その会社によっていろいろ時間的な制約もあると思うんですがね、いろいろ別々やと思うんですがね。調査内容もいろいろありますし、何項目やったかな、大分調査項目あるしね。その下請業者のことまでも調査することになっていると思うんですが、それらで、12月議会に間に合わない可能性もあると思うんですがね。その点はどうなんですかね。調査の見込みって言ったらおかしいけどね。もし、この12月議会上程までに間に合わなかった場合は、どのようにされるのかね、考えておられるのかということ。

下水道課  
長

低入札調査に係りましては、各工事段階で低入札価格に下回った場合は資料を提出する旨を業者には伝えておりますので、業者の資料作成及び提出につきましては問題なく提出されているところでございます、そして主にヒアリングを実施することになりますが、予定では明日22日に予定をしております、それに関して、1日、2日の関連の調査を行うことになりまして、その後、決裁を経て進む運びとなっております。今週中には一定の結論が出るのではないかとということで、この議会に間に合うような形を想定しておりますが、今現在のところそうした形で進む予定をしております。

小野委員

課長わるいけどな、私が聞きたいのは、そしたらその2番目の価格を入れている、そこもその低入札調査にかかりますからということで、書類を提出されているということで、理解したらよろしいんですかね。たぶんそ

ちらの低入札調査を、財政課か、そっちの方でやっているのかな。だからそこで今ヒアリングできる状態までしてきている。同時に書類の提出は、この入札で、低入札調査基準価格を応札した業者にはすべてそういう資料を提出させているのか、ひとつ終わってから出させるようにしているのか、その点もちょっと教えてください。

下水道課長 すみません。提出につきましては、応札の今対象となっている業者に資料の提出を求めているということでございます。その他につきましては、資料は作成しているものの、町に提出はまだいたしておりません。

小野委員 今、調査対象になってる業者がだめになる可能性もありますのでね。そうしたら時間的な、それから次の業者に資料提出を求めていたら、いろいろ時間的なあれもありますので、それをしてあつたらすぐにそちらへ調査に入れると、そういう状態までしていただいているということですね、わかりました。結構です。

委員長 中川委員。

中川委員 この入札に直接かかわる問題ではないんですけどね。これ例えばシールド工と推進2ヶ所に分かれてしてあるねんけども。こういう3つに分けたら町内業者でもできたんかな。どうですやろ。

下水道課長 推進工事につきましては、ある一定の技術を持った、機械等の技術を持った業者もしくは管理技術者であれば施工は可能でございますが、今回につきましては、効率的な面からこの施工範囲を検討しておりまして、立杭、発進基地を使って、できる限り工事が行える範囲ということで、計画いたしております。

中川委員 そやから地元業者でもできたんか。

下水道課長 推進工事のみでございましたら施工も可能やと判断いたします。

中川委員 まあ、結果報告もらうわけで、その前に、いろいろ詳細こういう形で出すねんということは、私らもはっきりわかれへんねんけども。推進工、これ2箇所に分けて町内の業者にしてもらったら、また斑鳩町に税金っていう形でなんぼか返ってくるのかなという思いもするし、こういうね、俗に言うスーパーゼネコン、よその業者ていったらおかしいけども、町外の業者であれば、町のお金は使うものの、町には何も返ってけえへんのかなという気持ちがあるんで、できる範囲で町内業者にしてもらえるような入札の方法、考えていただきたいなという思いがしたんでね。その点についてはどうですやろ。

下水道課長 まず施工の規模に関しまして、安全対策等も必要ですので、それも考えまして、今後ひとつの工事発注につきましては検討していきたいと考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと素朴な質問します。これ2億ほど、俗に言う落札率がすばらしいというのか、人から見たらすばらしい、2億余るっていうことになるんですが、その金はどこに行くんですか。どのように使うんですか。例えば今、受益者負担金のね、公共ます代と、そのようなこともまだ出ているかどうかわらんけどね、それにあてがうことは可能ですか。どうなんですか。

下水道課長 工事費用につきましては、国からの交付金によりまして、財源として行っておりますが、当然執行残で残った金額につきましては、2つの手法がございます、ひとつは国へ返すということと、もうひとつは来年度以降の工事について前倒しして工事を行うという2つの選択肢がございますので、これにつきましても、岡本汚水幹線につきましては、補正予算のとき

にも説明させていただくんですけども、当該年度につきましては3千万程度の執行残ということになりますので、それについて返すか、もしくは前倒ししていくかということになります。

小野委員　　今まで何回かこういう事例あったと思うんですが、それは前倒しということが、返していることもあるんですかね。

下水道課長　　今までは、国へ返したことはございません。すべて前倒しして発注いたしております。

委員長　　次に、(4)三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、また、これと関連いたしますので、(5)斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、合わせて、理事者の報告を求めます。　上田下水道課長。

下水道課長　　それでは、最初に三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。斑鳩町龍田西8丁目地内で三郷町との行政界に位置し、三郷町道に面する家屋につきまして、三郷町が設置する公共下水道施設を利用することにより、効率的に公共下水道の利用が図れますことから、地方自治法第244条の2の規定によりまして、三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民が利用するものであり、同法第244条の3の規定に基づき斑鳩町と三郷町の相互の議会の議決を経るものでございます。

それでは、資料の1枚目をお願いします。三郷町の公共下水道施設を利用するにあたり、三郷町と施設の利用及び維持管理に関する協定書(案)でございます。協定書についてご説明いたします。

第1条では、目的及び区域を表示いたしております。資料3枚目をご覧ください。斑鳩町住民が利用する三郷町の下水道施設の位置として、図中青色で示しております三郷町三室2丁目446番地先から三郷町三室2丁目448番2地先の三郷町道に埋設された施設でございます。



また、三郷町の公共下水道施設を利用する斑鳩町住民の区域といたしまして、図中赤色で囲んでおります龍田西8丁目1227番156地先から龍田西8丁目1227番164地先まででございます。

それでは、1枚目、協定書に戻っていただきまして、次に第2条（接続同意）につきましては、施設に流入させる接続行為に対して、施設管理者が同意することと、接続行為にあたり、下水道法上の申請手続きを行うことを定義いたしております。

次に、第3条（維持管理）では、施設の維持管理及び修繕についての定義と、相手の施設に危害を加えた場合の費用負担及び負担方法を協議して定めることと定義いたしております。

次に、第4条（水質基準）につきましては、流入させる下水は三郷町の条例に定める基準に適合させることを定義いたしております。

次に、第5条（使用料等の徴収）では、斑鳩町の住民は、斑鳩町の下水道条例に基づき斑鳩町が下水道使用料を徴収することを定義いたしております。

次に、第6条（流域下水道市町村維持管理等負担金）では、下水道使用料に応じて県に支払う汚水処理費について、第5条と同様に、使用料を徴収した斑鳩町で負担することを定義しております。

最後に第7条（その他）でございますが、この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときはその都度、協議して定めるものといたしております。

本協定書（案）を締結することによりまして、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して規定し、施設の利用をおこなうものでございます。

以上で、12月議会定例会に議案として提出する予定であります、「三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて」のご説明とさせていただきます。

続きまして、「斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて」をご説明させていただきます。

資料6をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町龍田西6丁目地内及び龍田西8丁目地内で行政界に隣接する三郷

町三室2丁目地内の斑鳩町に面する家屋につきまして、斑鳩町の公共下水道施設を利用することにより効率的に公共下水道の利用が図れますことから、地方自治法第244条の2の規定によりまして、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民が利用し、同法第244条の3の規定に基づき斑鳩町と三郷町の相互の議会の議決を経るものでございます。

それでは、資料の1枚目をお願いします。三郷町住民が斑鳩町の公共下水道施設を利用するにあたり斑鳩町の施設の利用及び維持管理に関して締結します協定書（案）についてご説明いたします。

第1条 目的及び区域を表示しております。資料の3枚目をご覧ください。三郷町住民が利用する斑鳩町の下水道施設の位置といたしまして、図中黄色で示しております斑鳩町龍田西6丁目1227番90地先から1227番94地先まで、及び龍田西8丁目1227番155地先から1227番155地先までの斑鳩町公共下水道施設が対象となります。

また、斑鳩町の下水道施設を利用する三郷町の区域としまして、図中赤色で囲んでおります三郷町三室2丁目472番地先から477番地先、三室2丁目449番地先から450番8地先、三室2丁目442番地先から444番地先、及び三室2丁目448番2地先から三室2丁目452番地先までの区域を表記しております。

それでは、資料の1枚目にお戻りください。以降、先ほどの説明と重複しますので、簡略して説明させていただきます。

第2条（接続同意）では、接続行為にあたり、下水道法上の申請手続きを行うことを定義しております。第3条（維持管理）では、斑鳩町の施設に危害を加えた場合の費用負担及び負担方法を定義しております。

第4条（水質基準）では、流入させる下水の基準は斑鳩町の条例によることを定義しております。第5条（使用料等の徴収）では、三郷町が下水道使用料を徴収すること。第6条（流域下水道市町村維持管理等負担金）では、下水道使用料に応じて県に支払います汚水処理費は三郷町が負担すること。第7条（その他）では、疑義が生じたときはその都度、協議して定めることを定義しております。

本協定書（案）を締結することによりまして、三郷町住民が斑鳩町の公

共下水道施設を利用するにあたり斑鳩町の施設の利用及び維持管理に関して規定し施設の利用を行うものでございます。

以上が、12月議会定例会に議案として提出を予定しております、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 10時30分まで休憩といたします。

( 午前10時15分 休憩 )

( 午前10時30分 再開 )

委員長 再開します。休憩前に説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この第1条の区域は協定するたびに変わると思うのですが、それ以外は以前と一緒にすねんな、中。

下水道課長 これまでにこの内容について協定書を結ばせていただいた地区があるんですけども、1ヶ所だけ、平成20年に行いました平群町との協定、龍田ネオポリスなんですけれども、あのときにつきましては、水道の供給が斑鳩町住民であっても平群町の水道を供給していることから、平群町で使用料等を、の例がでございます。そのほかは、すべて同じでございます。

委員長 小野委員。

小野委員 夕陽ヶ丘のほうで、今の水道の件ですけどね、友情給水という制度があるということ。そこで、下水料は水道料金から徴収ということになっているのでね。まず、夕陽ヶ丘あたりのその友情給水というのがどういう状態なのかね。それと、今後そこらの下水を入れていくときに、料金を徴収していくときに、今、ネオポリスのこと言うてはったけど、そういう形で

うまくいけるかなと思うんやけれども、それはどうなのかな。

上下水道  
部長 友情給水の区域につきましては、各それぞれ徴収している団体に使用料を納めることになってきます。ただそのエリアにつきましては、今、協定書の中で、こちらに放流する、こちらに放流するという形で、現段階で友情給水をやっているところ、斑鳩町につきましては白石畑地区、それと新家地区、で、これは白石畑につきましては先ほど課長が説明したように、全域が平群町から給水いただいていると。新家地区につきましては一部安堵町に斑鳩町から給水している部分があると。それと最後、白石畑地区です、ね、平群町の住民さんに斑鳩町から一部給水しているというようなところでございます。現段階、今まで、友情給水で協定を結んだエリアにつきましては、斑鳩が徴収、三郷町の住民さんの分を斑鳩町が徴収するといったことはございませんし、先ほど話がありましたように龍田ネオポリスにつきましては、平群町のほうに下水道使用料をお払いしていただいておりますという状況でございます。

小野委員 夕陽ヶ丘の、あのあたりはどうなっているの。

上下水道  
部長 夕陽ヶ丘につきましては、それぞれ水道給水をしているという状況でございます。

小野委員 あそこも町界が入り乱れている、入り乱れているというたら失礼やけれども、してるからね。その前の前面道路もいろいろあるのでね。まあ下水を入れていくなかでも、その水道料金をまあ斑鳩町の人、住民には斑鳩町からとなれば、これと同じような形にとられるので、ちょっと心配しただけですねけど。それと、この図面、ちょっとわかりにくかったので、いろいろ思っていたんですが。結局、ブルー、三郷町の公共下水道施設、これは三郷町が敷設したものであって、その流末が人孔、これはどっちのほうやったかな、資料6のほうでしたら、ちょうど斑鳩町の1227-155、これは、前、昔の議員さん、そこの家やと思います。ここに下水が

流れてくるから、前の前面の例えば1227の、これを三郷町のところへ流させてもらいますよという協定という形で、その、こちらのほうで三郷町の477とか449、これはその人孔が斑鳩町の中にあつてということで、そこへ流し込むので、こういう協定が必要だということだと思っておりますが、そうしたらね、斑鳩町から三郷町への協定を組んである1227の156が三郷町の本管に接続するわけなんですけどね、その工事とかね、それらについては何か縛りがあるというかね、例えば、向こうの業者に言わなければいけないのか、工事の、公共下水道を入れるときに、公共ますまでを斑鳩町のほうに入れてもらっているとか、そういうようになっているのか、そこらちょっとおしえてもらえますか。

下水道課長 工事に関しましては、本管につきましては、各町の、自治体におきまして敷せているところでございます。ただし、それに取り付く取付管及び公共ますについては、家屋の自治体、斑鳩町民であれば、斑鳩町が取付管及び公共ますを取り付けている状況でございまして、その縛りにつきましては一切ございませんで、各、入札もしくは随契、各町が判断して決めるということになっております。

小野委員 縛りというような変な表現を使用したもので、課長もつられて言うたんやけどね。そうしたら、三郷町の本管から公共ますまでの経費はどちらが負担しているんですか。

下水道課長 取付管と公共ますについては、例えば斑鳩町住民の場合は、斑鳩町が負担しております。

小野委員 ということは、三郷町が本管工事と、それから、三郷町の住宅のほうでの公共ますの敷設、これは公共工事としての、その積算できていますけれども、そこへ、例えば、この今の4件ですか、これは同時にしておかなければ、またあとで割るとか、そういうことはやっぱり都合悪いしね。同時に発注する、その発注先は三郷町が落札した業者へ随意契約を結ぶとか、

そういうようなことをやっておられるのか、いや、もう全く、斑鳩の施工業者に発注して、業者どうしの施工を合わせているのか、そういうことでのあれはどのようにされているのかね。

下水道課長 今回の工事につきましては、まだ発注はしておりませんので、これから検討していくことですが、今までの事例といたしましては、付近で斑鳩町で工事をしているところに、例えば4件ならば4件の工事積算を見込んで、時期は調整、相手側の業者と調整するものの、斑鳩町の業者でやっているケースで進めております。

小野委員 やり直しとか、いろんな、あとで経費がかかるような施工じゃなくて、業者どうしでうまく話をしてできるようにしてもらってね。この道路は、ここに線を引っ張ってるということは、三郷町の町道やと思うのですが、また舗装をめくったり、そういうことがないように、十分連絡を密にしてやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 以上、12月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず、(1)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の説明を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 それでは、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、都市建設部所管に関するものの説明をさせていただきます。

資料7をごらんいただきたいと思います。まず、表面の歳入につきましては当委員会所管にかかるものはございませんので、次に裏面をごらんいただきたいと思います。歳出でございます。

第5款 農林水産業費では 今年度の人事院勧告、共済組合の負担率の改定、及び4月の人事異動等に伴う人件費所要額の補正といたしまして、4,028千円の増額補正を、また、第6款商工費では同様の理由により

まして1, 358千円の減額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費では、土木費全体といたしまして人件費所要額の補正額として、2, 880千円の増額を、また、公共下水道事業費で公共下水道事業への支援として 4, 190千円の減額をお願いするものでございます。この詳細につきましては、(2)平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてで説明させていただきます。

以上、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)の内、都市建設部所管に関するものにつきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 第6款 商工費の消費者相談の実施ということで30万円追加補正を組まれていますけれど、これはどういう補正でしょうか。

総務部長 これにつきましては、住民課が所管いたしております消費生活相談のインターネットパソコンの設置に伴います補正でございます。

木澤委員 なんで商工費にこれあるんですか。

総務部長 消費生活行政にかかります部分につきましては、商工費で予算組みをしておりますので、以前からそのようにしておりますので、そのなかに科目がございます。

委員長 次に、(2)平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。資料8をご覧くださいませでしょうか。

既定の歳入歳出予算の総額に3,321万4千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億5,108万6千円とするものであります。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

はじめに歳入予算の補正でございます。第3款 国庫支出金では、社会資本整備総合交付金で3億5千万円の要望額に対しまして国より1,795万円減額の3億3,205万円の内示を受けましたことによります減額補正。第4款 一般会計繰入金では、人事院勧告及び人事異動に伴う歳出で増額となっておりますが、消費税還付金の額確定による歳入の増額分が上回りますことから収入増となりますので、一般会計からの繰入金を150万4千円の減額の4億263万3千円に減額補正。次に、第6款 諸収入では、消費税還付金の額確定に伴い424万円増の696万5千円に増額補正。第7款 町債では、工事費等の交付金対象事業費は、国庫支出金2分の1、町債2分の1を財源としておりますことから、社会資本整備総合交付金の内示額の減に伴い、町債におきましても同様の減額補正をお願いするもので、町債におきましては、十万単位の申請となりますので1,800万円減額の4億330万円に減額補正をお願いするものでございます。

次に歳出予算の補正でございます。

第1款 公共下水道費で人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費の補正といたしまして268万6千円の増額。また、公共下水道の整備におきまして、社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして3,590万円を減額し、8億2,768万9千円に減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、資料の中段でございます、継続費の補正でございます。

先ほど12月定例会提出予定議案であります公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてご説明いたしました岡本汚水幹線工事では、平成23年度から平成25年度までの3ヶ年の継続費として設定いたしておりますことから、入札に伴い工事請負契約額により継続費の総額及び年度割り額の変更を行うものでございます。

しかしながら、先ほどご説明いたしましたとおり11月15日に郵便入



札を実施いたしました。契約の対象となる応札額（税込み額）5億6,175万円が低入札調査基準価格を下回りましたことから、現在、低入札価格調査制度に係る事務取り扱い要領に基づきまして、低入札調査を進めているところでございます。

こうした状況から、今後、低入札価格における調査を行い工事請負契約額が決定した後に、継続費における総額及び年割額の確定額を、計上させていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、現時点で契約の対象として調査を行います応札額により試算した額を口頭でご説明いたしますと、補正前 総額8億円、年割額、平成23年度7,700万円、平成24年度4億3,260万円、平成25年度2億9,040万円（37%）としていたものを、補正後でございます。黒丸で表示しております箇所に試算額としまして、総額5億6,175万円、年割額、平成23年度 5,055万7千円、平成24年度 3億334万5千円、平成25年度2億784万8千円と試算しているところでございます。

次に、資料下段 地方債でございます。起債の目的 1公共下水道事業、限度額4億1,500万円を、社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、1,800万円減額し3億9,700万円に減額補正をお願いするものでございます。なお、起債方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員

社会資本整備総合交付金なんですけども、今回3億5千万で要望して、減額で内示を受けて確定されたということなんですけれども、こういった部分が認められなかったとか、内訳的なことってというのはわかるんですか。

下水道課長 減額内示についての理由等、細かい詳細の部分については公表されていません。ただ言えますことは、震災がありましたので復旧費用の捻出や、国においても厳しい財政状況であるということ、想定ですけれども、考えまして減額されたものと考えております。

木澤委員 以前にこの社会資本整備総合交付金にかわって、事務費は認められないよということで、減額補正されたことがありますけども、この制度自体がなかなかその時点で固まってきていなかったということで、それ以降の状況としてはどんな感じなんでしょうか。

下水道課長 社会資本整備総合交付金にかわりまして、事務費等については現在も認められていないところがございます。ただし、効果促進事業として、本来、町の単独費として持ち出す部分について、例えば舗装復旧などの部分で全体の事業費の20%までを効果促進事業として、現在、下水道事業については認められているという状況でございます。

委員長 次に、(3)平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてについて、理事者の説明を求めます。 清水上水道課長。

上水道課長 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。お手元の資料9をご覧ください。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います給与等の減額、及び共済組合の負担金率の改訂による人件費の補正をお願いするもので、1款水道事業費用 1項 営業費用 1目 原水及び浄水費で8千円の減額、2目 配水及び給水費で15万1千円の減額、4目 総係費で1万4千円の減額となり、差し引き水道事業費用7億2,829万円から17万3千円減額の7億2,811万7千円をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(4)紅葉まつりの開催について、理事者の説明を求めます。  
清水観光産業課長。

観光産業 それでは、報告事項(4)と(5)の紅葉祭り及び産業フェスティバル  
課長 の開催についての、ご報告をさせていただきます。

1つ目の紅葉祭りでございますが、11月26日(土)・27日(日)の2日間、竜田公園及び西公民館において開催されます。初日は、午前10時より竜田川水難無事故祈願、鯉逃がしが執り行われ、各種バザー、フリーマーケット、お茶席が開催されます。明くる日の27日につきましても、前日と同様に、フリーマーケット、お茶席が開催され、また、西公民館において俳句会が開催されます。

以上、紅葉まつりの開催についての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(5)産業フェスティバルの開催について、理事者の説明を求め  
ます。 清水観光産業課長。

観光産業 次に、産業フェスティバルでございますが、12月4日(日)、中央公  
課長 民館で開催いたします。午前9時30分より中央公民館大ホールにおきま  
して、式典を行い、農業部門、商工部門、観光部門及び、農産物品評会特  
賞の皆様方の表彰を行い、10時より農産物及び商工物産の即売会や各種  
バザーなどを各団体の参加を得て実施いたします。

また、農業委員会が中心に進めています、遊休農地解消対策事業の一環として、遊休農地を活用した実証展示圃設置による「そば」「菜の花」等の栽培の事業経過等をたくさんの住民の方々に知っていただくため、パネル展示による紹介と、展示圃で収穫された「そば」を利用した、そば打ち体験コーナーや、黒米、菜の花油の販売をいたします。

また、商工会による「龍田市」についても、商工業関係者の皆様方により計画をされております。

次に、午後からは、ホールにおきまして、小学校児童による農業体験の発表や、演芸、そしてお楽しみ抽選会等、皆さんに楽しんでいただけるような内容となっております。

あと、今回のこの2つの事業につきましては、3月11日に発生した東日本大震災で被災された岩手県及び大槌町の特産品の販売を行うことにより復興の支援もしてまいりたいと考えております。

以上で、産業フェスティバルの開催の報告とさせていただきます。

委員皆様方におかれましては、たいへんお忙しい中とは思いますが、是非、お越しいたきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはありませんか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見があればお受けいたします。

木澤委員 ちょっと1点確認をさせていただきたいんですけども。先日、大和川沿

いの住民の方から、ちょっとお名前はおっしゃらなかったんですけども、お電話がありまして、大和川になるのか、西小学校付近で河川の草刈をした、その刈ったあとの草を燃やしているということでお電話いただきました、河川の整備で言いますと、国やったり、県やったり、一部お聞きしますと、町が業者委託して草刈をしているという状況もあるということをお聞きしたんですけども。その刈った草の処理ですね、を、国や県はどうしているのか。町はどうしているのか。そのへんをちょっと確認させていただきたいと思うんですけども。

建設課長 今のご質問の草刈りの件ですねけど、先、大和川沿いにつきましては、大和川の河川敷は建設省が刈っております。町道を占用させてもらっていますので、町道から1m範囲は町が刈っているという形になります。これの草の処理につきましては、国と同様、一応焼却処理という形で今現在すすめておられます。大量な草が出ますので、それは一番やむを得ないという形で、自治会等の了解を得られていると思いますねけど、焼却処理をされております。で、斑鳩町が町道沿い等で草刈りをやっておりますねんけれども、これにつきましては焼却処理せずに最終処分場にもっていったり、そういう処理で焼却による処分は行わないという形での委託という形になっております。以上です。

木澤委員 ひとつは、住民の方からそういうふうにお電話いただいて、なるべく民家に影響のないような形で、国や県のほうも処理はしていただいていると思うんですが、その点については、再度、配慮していただくように、国や県に、そうした住民さんから声がありましたということで伝えていただきたい。それと、町のほうで委託している草刈ですね、今、その後の処理は焼却はしていないということで答弁いただきましたけれども、この間、斑鳩町は剪定枝葉のリサイクル等を進めてきているなかで、処理の仕方について指定をしているのか、していないのか、そのへんは。リサイクルの関係等で言いますと、どうなんでしょうか。

建設課長 その刈った草等につきましては、最終処分場のほうでリサイクル処理するような形で行っております。

委員長 他にございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっとお願いしたいことがありますねんけどね。先ほど継続審査の中で、パークウェイの方にも白山神社の前も施工されるということで、あそこまでの施工のときに、工事車両、ダンプカーとかは吉田寺の前の町道から国道まで出れたと思うんですがね。あそこの道もね、だいぶ舗装も傷めつけられているしね、次回も白山神社、だから、あそこ使われるんかなとは思いますが、その舗装でだいぶ人孔のところが逆に浮いたような形というんかね、ひびが入っているというような状態で、舗装もだいぶ私の肌みたいに荒れてますのでね。町としてはね、基本的にね、工事なんか、まあ下水なんか入れられた跡は、きれいに復旧されているということもありますし、さきほど上田課長が舗装復旧なんかに補助金も割りときやすいような話もちらっと聞いてますけども。町道管理者としてね、町道の舗装についてはどのような基準を設けてね、何年したらとか、ひとつずつ道路見て回るわけにもいきませんし、そういう基本があるのかどうか、ちょっと教えてください。

建設課長 町道に関しての舗装ですねんけど、これは定期的に道路パトロールに職員が回っております。また、住民さんからの声も、要望もありますんで、一応その時点で状況を見まして、舗装復旧していくという形で今考えています。また基準という形というのは、何年に1度変えるとか、そういう基準は設けておらない状況です。

小野委員 オーバーラップする舗装なんですね。修理じゃなくて、それらを定期的にもね、パトロールしているというのはいつもよく聞かされている話なんですがね。車で走っててショックが当たるといよりも、やっぱりそれらを見ながらじゃなくて、やはり歩いてみてもらえたらいいなとか、住民

からそういう要望があがってきたらということで、だけど、予算的に修復、まあどこかが陥没しているとかいうようなんだったら、予算的にもまあまあ、ある程度融通つくんやと思うねんけど。ひとつの路線を舗装しなおすとか、そういうのはなかなか計画的にもっていかなかったらできないのかなと、そのように思うんですがね。まあ今言っている路線なんかも、また、国交省の方でその工事をやって傷んでくるんだろうと思いますけど、それが終わるまでちょっとお願いするのは難しいのかなと思いますしね。やってもらえるとしてもあれだけの延長だったらだいぶ費用かかりますし。やっぱりある程度の計画性を持ってね、それやってもらいたいなど、そのように思います。こないだちょっと個人的な話やけど、県立奈良医大に私の孫が入院したのでね、ちょっと向こう向いて走っていたら、あんな細い道もきれいにしとるんですよ、何でかなと思ったら、皇太子が視察に訪れたから308号線のあのとこね、きれいに舗装しとったの、さすが皇太子が来るから奈良市も気を使ってやったんかなと思うんですがね。やっぱり住民が使っている時に、ある程度の時期がきたら、やはり重点的に計画性を持ってやってもらいたいなど、そのように思います。

それとね、その時なんですが、5、6年前になると思うんですが、もう少し前になるかな、街区基準点というのが町内には設置されています。その舗装を発注される時に、街区基準点についてはね、どのような認識を持ってね、実際問題飛んでるんですね。きれいになってたら、道がきれいになってたら飛んでるんですよ。まあ、それについてはね、管理は財政課がやってくれていると思いますねんけど、データの管理もやってくれていると思いますねんけど。発注している中で、下水のほうは当然その設計の中で、街区基準点があるということも、測量業者は、取っていると思うんですね、控えを取っている、データの。だからまあ下水が全部入った中で、その街区基準点を復旧させているのか、それか建設課のほうでの町道管理の中でオーバーラップさせる時に、その街区基準点をね、舗装面にうっているところも割とありますのでね、その接点なんか、末端の点については、同じことなんですがね。それが飛ばされている可能性がたくさんあるんです。それに対しての発注する時にどのように認識されているのかね、

発注者側の担当者としてね、どのように街区基準点考えておられるのかね、ちょっと教えてもらえますか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、ご質問いただいております件につきまして、発注者側の対応ということでのご質問であるわけですが、まず街区基準点に関しましてですね、基本的なところでどういう管理をしているのかというところをまずお話をさせていただきたいんですが、これは国の方でまず街区基準点の設置を以前、18年度でしたかね、されたと思います。それを斑鳩町の方で、各市町村の方で受けていっているわけですが、現在、委員さんご質問いただきましたアスファルト舗装の上に打っているピン、これのほかには、コンクリートの上に打っております街区基準点及び街区多角点等がございます。その移管のときに当町といたしましては、街区三角点と街区多角点、このコンクリートとか、永久標として打たれているものにつきまして、町として今後管理をしていくということになっておりまして、アスファルト舗装の上のピンにつきましては、やはりアスファルトの伸び縮みがあったり、あるいはアスファルトの損傷であったり、なかなか精度を維持していくというところへんが難しいというところもございましたので、当時から、先ほど申しました三角点と多角点の永久標につきまして、きちっと保全を図っていくということにさせていただいております。従いまして、その関係につきましては、工事を発注する時、あるいは、道路使用等で工事をされる業者さん等に対しまして、きちっと指導をし、保全ができるように届け出もしていただきながら、最終復旧をしていると、こういうふうな取り扱いになっておりますけれども。アスファルトの上にごございますピンにつきましては、町として精度上の問題もあって、先ほど申しましたように管理をしていないということになってございまして、確かにおっしゃっていただいておりますように、飛んでいる部分もございます。街区基準点の使用をしたいということで、測量をされる方が申し出にいられた時も、その末端のピンにつきましては、どうしても精度の問題があり



ますので、多角点や三角点から再確認をしていただいて、きちっと使って  
いただきたいと、こういうことで指導させていただいているという状況で  
ございますので、アスファルトの上のピンについては、何回も申し訳ござ  
いませんが、管理をしていないという状況でございます。

小野委員 下水の方はどうなんですか。

下水道課 下水道工事につきましては、設計時に先ほど申しました多角点について  
長 測量している基準、下水についての基準点でもありますことから、それ  
については座標で押さえまして、請負されました業者に報告しているところ  
でございます。また、復旧についてもその業者より座標で復旧している状  
況でございます。

小野委員 下水の方はどうしても掘削してしまうのでね、そのような多角点、三角  
点はその構造的にも飛ばされるというのかね、その可能性多いしね。建設  
課の方では、結局切削ですかね、その場合はある程度の保護はできるんか  
など、いろんな場所によって違うと思いますけれどもね。当然そういう形  
になってくるんかなと思うんですがね。結局あの街区基準点が設置されて、  
世界測地系という形をとってますので、それを現地を測る時にすべて多角  
点で多角網で繋がなければいけないんですね。いろんな費用面も高くなる  
ので、できるだけ気をつけてもらうのがいいかなと思いますし、このこと  
についてはまた企画財政の方のこともありますので、一般質問か何かでい  
ろんなことを聞かせてもらいたいと、そのように思いますのでよろしくお  
願いします。ありがとうございました。

委員長 他、ございませんか。 中川委員。

中川委員 住民の人から、ちょっと里道から家の方に水が常時流れ込んでくる  
ということで相談を受けたんですが、その里道を管理している町としては  
その排水についてちょっと処理していただくことはできないかという確認で

すねんけども。

委員長 川端建設課長。

建設課長 ちょっと状況等がはっきりわかりませんが、一応現況等を確認させていただきまして、対処方法を検討していきたいと思います。

中川委員 お願いしておきます。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 他にないようですので、その他についてはこれをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。  
小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

( 午前11時 9分 閉会 )